

| 用語 | 定義等 |
|----------|--|
| 市町村対策本部 | 市町村国民保護対策本部 内閣総理大臣から国民保護対策本部の設置について指定を受けたときに、市町村長が設置するもの |
| 指定公共機関 | 独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの |
| 指定地方公共機関 | 都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するもの |

3 その他

| 用語 | 定義等 |
|----------|---|
| 海上保安部長等 | 政令で定める管区海上保安本部の事務所の長 |
| 警察官等 | 警察官、海上保安官又は自衛官 |
| 消防吏員等 | 消防吏員、警察官又は海上保安官 |
| 安否情報 | 避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否に関する情報 |
| NBC | Nuclear（核）、Biological（生物）、Chemical（化学）の総称 |
| 危険物質等 | 引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）で政令で定めるもの |
| 基本指針 | 国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日、閣議決定） 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針、国民保護計画等の作成の基準となる事項に加え、想定される武力攻撃事態の類型を「着上陸侵攻」「ゲリラや特殊部隊による攻撃」「弾道ミサイル攻撃」「航空攻撃」の4つに分類するとともに、これらの類型に応じた避難、救援、武力攻撃災害への対処などの措置について定めたもの |
| 緊急通行車両 | ① 道路交通法第39条第1項の緊急自動車 ② 住民の避難、緊急物資の運送その他の国民の保護のための措置を実施するため運転中の車両 |
| 緊急対処事態 | 武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なもの |
| 緊急対処保護措置 | 緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第25条第3項第2号に掲げる措置（緊急対処事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。） 【緊急対処事態対処方針】 緊急対処事態に至ったときに、政府が定める緊急対処事態に関する対処方針 |